

## 第5節 不当労働行為の審査

### 1 概要

#### (1) 審査の実施状況

令和4年に新たに申立てのあった事件はなかった。前年から繰り越された事件は1件であった(第1表)。

令和4年に係属した事件は1件で、前年より2件減少している(第2表)。

令和4年における処理状況は、関与和解で1件(令和2年(不)第1号)が終結した(第1表及び第2表)。

#### (2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第27条の18の規定による審査期間の目標を「1年6か月」と設定している。令和4年の終結事件に係る平均処理日数は、458日(約1年3か月)となり、目標を達成した(第3表)。

#### (3) 再審査関係等

令和4年に新たに申立てのあった再審査事件はなく、令和2年から継続中であった1件が終結した(第4表)。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない(第5表及び第6表)。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった(第7表)。

物件提出命令の申立てはなかった(第8表)。

#### (4) 合同労組事件の概況

令和4年に新たに合同労組から申立てのあった事件はなかった(第9表)。

第1表 令和4年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位:件)

審査状況 申立内容	令和元年 から係属	令和2年 から係属	令和3年 から係属	令和4年 申立て	計	終 結 状 況						令和5年 へ繰越し	
						命令・決定			和解・取下				計
						救 済	棄 却	却 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2号	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1・2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1・3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1・4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2・3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2・4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1・2・3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1・2・3・4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総数	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-

第2表 取扱件数及び処理件数

(単位:件)

		H30	R元	R2	R3	R4	
係属状況	前年から繰越し	-	4	3	3	1	
	新規	5	1	1	-	-	
	計	5	5	4	3	1	
処理状況	命令・決定	救済	-	1	1	1	-
		棄却	-	-	-	-	-
		却下	-	-	-	-	-
	和解・取下げ	関与和解	1	-	-	1	1
		無関与和解	-	1	-	-	-
	取下げ	-	-	-	-	-	
	計	1	2	1	2	1	
翌年への繰越し		4	3	3	1	0	

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位：件，日)

	H30		R元		R2		R3		R4		H30～R4		
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	合計 件数	平均 日数	
平均処理日数	1	125	2	331	1	841	2	793	1	458	7	525	
内訳	命令・ 決定	—	—	1	637	1	841	1	836	—	—	3	772
	和解・ 取下げ	1	125	1	25	—	—	1	749	1	458	4	340

第4表 再審査事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	県 労 委			中 労 委			
	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分	申立人	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分
平成30年(不)第2号	H30.6.19	R2.10.6	一部 救済	使	R2.10.20	R4.1.19	初審一部 取消・却 下

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件名)	初 審 事件番号	仙 台 地 方 裁 判 所					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

区 分 事 件 名 (初審事件名)	地 裁 事件番号	仙 台 高 等 地 方 裁 判 所					
		事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧

区分 事件名 (初審事件番号)	再審査 事件番号	裁 判 所 名					備考
		事件番号	提 訴 年月日	原 告	終 結 年月日	終結 区分	
該当なし							

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位：件)

区 分		H30	R元	R2	R3	R4
不当労働行為救済申立事件係属		5	5	4	3	1
審査の実行確保の措置勧告申立件数		—	—	—	—	—
勧告 件数	規則第40条に基づくもの	—	—	—	—	—
	規則第40条に 基づかないもの	口 頭 要 望	—	—	—	—
		文 書 要 望	—	—	—	—

第8表 物件提出命令申立事件一覧

区分 事件番号 事件名	申立年月日	申立人	終結状況	備 考
該当なし				

第9表 合同労組事件の申立状況

(単位：件)

	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
H30	5	2	1
R元	1	—	—
R2	1	—	—
R3	—	—	—
R4	—	—	—

(注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)



## 別表

## 令和4年不当労働行為救済申立係属事件一覧

事 番	件 号	申立人	被申立人	業 種	申 立 年 月 日	請求する救済内容
令 和 2 年	1号	X組合	Y会社	製造業	R 2. 12. 15	・誠実団交応諾

(注) 調査, 審問, 証人の各欄及び備考欄の和解手続の数値は, 当年分(括弧内は累計)を表す。

法7条	終 結 状 況			調 査	証 人	審 査 委 員	備 考
	年 月 日	結 果	処 理 日 数	審 問		参 与 委 員	
2号	R4.3.17	関与和解	458日	0(4)	0 (0)	岡崎 貞悦	和解手続 2(3)回
				0(0)		高橋 京 成田 努	



## 2 事件の要録

### (1) 令和2年(不)第1号

申立人	被申立人
X組合 執行委員長 A1 組合員数 14人	Y会社 代表取締役 B1 従業員数 230人

申立年月日 令和2年12月15日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第2号)

被申立人は、申立人の「2020年7月10日付け及び同年7月30日付け団体交渉申入れ書」記載の、「2016年春闘8項目要求事項、同年夏季・年末一時金、2017年夏季一時金」を議題とする団体交渉について、誠実に団体交渉に応じなければならない。

調査(累計)	4回(4回)	
審問(累計)	0回(0回)	
和解(累計)	2回(3回)	
証人(累計)	[労]0人(0人)	[使]0人(0人)
終結年月日	令和4年3月17日	
終結状況	関与和解	
経過日数	458日	
担当委員	審査委員	岡崎 貞悦
	参与委員(労)	高橋 京
	参与委員(使)	成田 努

申立人の主張の要旨

申立人X組合(以下「組合」という。)は、被申立人の従業員で結成された労働組合であり、申立日現在の組合員数は14人である。

なお、本件申立て時点において、従業員籍を有する組合員はいない。

被申立人Y会社(以下「会社」という。)は、主にバルブ製造及び販売、メンテナンスを業とする会社である。

イ 平成 28 年 6 月 9 日から平成 29 年 3 月までの団体交渉について

「2016 年春闘要求 8 項目」についての団体交渉は、平成 28 年（2016 年）6 月 9 日、8 月 23 日、9 月 27 日及び 11 月 29 日と 4 回にわたり質疑応答が行われていたが、平成 29 年（2017 年）3 月に 5 回目の団体交渉を申し入れたところ、会社は団体交渉の席上で「賃金に関する議題にしぼり、交渉事項の議題を少なくしたい」と議題の変更を求め、固執し続けたため、団体交渉は中断した。

ロ 平成 29 年 4 月 13 日付け団体交渉申入れ以降の団体交渉拒否について

組合は、平成 29 年（2017 年）4 月 13 日付けで団体交渉を申し入れたところ、会社は同月 19 日の回答書で「他のシニア社員と異なる取り扱いをできない。異なる取扱いをすべき理由を事前に書面で明らかにすること」という条件を付けて団体交渉を拒否した。

組合は、平成 29 年（2017 年）6 月 12 日以降、団体交渉申し入れを令和 2 年（2020 年）7 月 10 日まで合計 20 数回にわたり行っている。令和 2 年 7 月 10 日の申し入れに対して会社は、「十分な説明を求めるのであれば、説明を求める内容を明らかにして団体交渉をもうしいれること」を条件として団体交渉を拒否してきた。

令和 2 年（2020 年）7 月 10 日の団体交渉申入れに対し、会社は同月 16 日の回答書で「まず、②2016 年夏季・年末一時金、と、③2017 年夏季一時金の議題で交渉し、その後に引き続き、①2016 年春闘 8 項目で交渉したい」と回答した。そのため、組合は同月 30 日に「16 年夏季・年末一時金と 17 年夏季一時金」を議題とする団体交渉を申し入れたところ、会社は「説明を求める内容を明らかにすること」、「妥結の意向を事前に示すこと」を条件に団体交渉を拒否した。

## 会社の主張の要旨

イ 平成 28 年 6 月 9 日から平成 29 年 3 月までの団体交渉について

組合からの団体交渉申入れに対しては、書面により回答したほか、数次にわたり誠実に団体交渉を重ねたが組合と妥結することができず、平行線をたどるのみであった。

ロ 平成 29 年 4 月 13 日付け団体交渉申入れ以降の団体交渉拒否について

平成 29 年 4 月 19 日付けの文書により、春闘要求 8 項目について会社の最終的な回答を示した。このうち、賃金に関する項目については、ほかのシニア社員と異なる取扱いを行うべき事由を具体的に明らかにして団体交渉の申し入れがされない限り、団体交渉の場で話し合っても従前と同じことの繰り返しになること及びほかのシニア社員と異なる取扱いを行うべき事由を明らかにした上で団体交渉の申し入れがあれば、応じるのはやぶさかではない旨を示した。

平成 28 年の夏季一時金及び年末一時金についても、同文書において

ほかの労働組合との妥結結果を会社の最終的な回答として示した上、ほかの労働組合と異なる内容で妥結する合理的理由を示した場合には、団体交渉の再開を含めて対応を検討する意向である旨を回答した。

上記のとおり、会社は誠実に団体交渉を行っており、今後も誠実に団体交渉に応じる意向である。

#### 審査の経過概要

令和4年3月17日、労働委員会立ち会いの下行われた団体交渉を経て、第3回和解手続において和解が成立し、同日救済申立てが取下げられ、終結した。